

仕 様 書

1 委託業務名

次期総合計画策定にかかる基礎調査業務

2 業務の目的

三重県では、令和4年10月に県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」と中期の戦略計画である「みえ元気プラン」を策定し、人口減少対策などさまざまな課題への対応を進めているところである。

本業務は、令和8年度までが計画期間となっている現行の「みえ元気プラン」の改定にあたり、次期総合計画の策定の検討に必要な調査等を実施したうえで、今後、開催予定の次期総合計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）の資料（案）の作成を行うことを目的とする。

3 業務の内容

以下に掲げる業務を実施すること。

なお、業務及び分析の手法において提案の優位性を示すこと。

（1）将来予測調査

「強じんな美し国ビジョンみえ」に記載の以下の項目別に、可能な限り定量的な分析を行い、おおむね5年先の展望について取りまとめ、検討会議の資料（案）を作成する。

【項目】

第1節 国際・国内情勢

- ①人口、②自然環境、脱炭素、③デジタル・新技術、④安全保障、⑤経済、⑥観光、⑦交通

第2節 三重県を取り巻く状況

- ①人口減少・高齢化の進展、②安全・安心等に対するリスクの高まり、③環境問題の深刻化、エネルギー・資源事情の変化、④デジタル社会の進展・新技術の開発等、⑤観光産業の振興、⑥ものづくり産業・中小企業の振興、⑦農林水産業の振興、⑧医療・介護の充実、⑨教育・次世代育成、⑩利便性の高い交通の実現・インフラ整備の推進、⑪共生社会の実現、⑫文化振興・スポーツの推進

※上記の【項目】に加えて、調査分析が必要な内容があれば提案すること。

（2）本県の現状分析

「みえ元気プラン」に記載の以下の分野別に、他都道府県との比較分析、県内の地域特性の分析及び令和5年版～令和7年版県政レポート等の分析などから、本県の「強み」と「弱み」について取りまとめ、検討会議の資料（案）を作成する。

【分野】

①防災・減災、県土の強靱化、②医療・介護・健康、③暮らしの安全、④環境、⑤観光・魅力発信、⑥農林水産業、⑦産業振興、⑧人材の育成・確保、⑨地域づくり、⑩デジタル社会の推進、⑪交通・暮らしの基盤、⑫人権・ダイバーシティ、⑬福祉、⑭教育、⑮子ども、⑯文化・スポーツ

※上記の【分野】に加えて、調査分析が必要な内容があれば提案すること。

（３）2031 年の見通し等

上記（２）の分野別に、「（次期総合計画の最終年にあたる）2031 年の見通し」と、「めざす姿と取組方向」について取りまとめ、検討会議の資料（案）を作成する。

※上記（２）の【分野】に加えて、調査分析が必要な内容を提案する場合は、それらについても「2031 年の見通し」と、「めざす姿と取組方向」について取りまとめ、検討会議の資料（案）を作成すること。

（４）三重県との協議・調整

本委託業務を進めるうえで、資料（案）の作成の進捗状況等について、定期的（一月に２回程度）に打ち合わせ協議（オンライン可）を行うものとする。なお、打ち合わせごとに議事録を作成し、速やかに三重県へ提出すること。

4 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【業務に用いることが想定される資料】

- ・みえ元気プラン（2022-2026）
- ・強じんな美し国ビジョンみえ
- ・令和５年版～令和７年版 県政レポート
- ・令和５年度～令和７年度 三重県行政展開方針
- ・令和８年度 三重県行政展開方針（案）
- ・三重県人口ビジョン
- ・その他、必要な資料

5 履行期間

契約締結日から令和８年３月２６日まで

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 次期総合計画策定にかかる基礎調査業務報告書（A4判） 8部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (4) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (5) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が、（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。